

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）に所属する競技者について、日本スポーツ協会スポーツ憲章に準拠しつつ、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、競技者とは、定款第7条の規定に基づき、本法人に個人として入会登録されている正会員又は賛助会員であって、ペタンク（スポールブールを含む。以下同じ。）の競技会に参加し、競技を行う者をいう。

(競技者の責務)

第3条 競技者は、フェアプレーの精神に則り、ルールとマナーを尊重し、正々堂々と競技し、ペタンクの発展に寄与するよう努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 競技者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法令及び諸規則・ルールを遵守しない行為を行うこと。
- (2) 他の者に対し法令に違反する行為を指示・教唆、又は、他の者の法令に反する行為を黙認する行為を行うこと。
- (3) 反社会的勢力や団体と関係する行為を行うこと。
- (4) 本法人の承認を得ず、自らが、自分の氏名、写真、ビデオ若しくは競技実績等を広告に使うことを承諾し、又は、広告宣伝媒体に出演すること。
- (5) 自己の競技に金品を賭け、又は、それに関連する賭博若しくは八百長に関すること。
- (6) 本法人が禁止した競技会に参加すること。
- (7) 競技に際して、ドーピング又は暴力行為等によりフェアプレーの精神に違反すること。
- (8) その他、競技者としてペタンクの品位を著しく傷つけること。
 - ・大会において、定められた時刻（集合時間、門限等）を厳守しない行為、及び、開閉会式の整列、表彰等で指示に従わない行為を行うこと。
 - ・競技者としてのルール、モラルをわきまえない行為を行うこと。
 - ・競技者としてのマナー、エチケットをわきまえない行為を行うこと。
 - ・その他、競技者としてペタンクの品位を著しく傷つけると判断される行為を行うこと。

(処分)

第5条 前条の規定に違反した者については、本法人の理事会において、次に掲げる処分を行う。

- (1) 除名、ただし処分の手続きは定款第12条により行う
- (2) 4年以内で定める期間の、会員登録の禁止（連盟主催大会への出場禁止、審判、指導員等での大会や普及、強化事業への関与の禁止）
- (3) 無期限または4年以内で定める期間に開催される、指定した競技会への出場禁止
- (4) 始末書の提出
- (5) 文書による警告
- (6) 口頭による注意

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第6条 前条の処分、及び、「日本代表選手・強化選手等行動規程」の処分、さらには、「国際ペタンク大会日本代表選手選考会及び強化指定選手選考会開催要項」による選手選考の決定など、日本スポーツ仲裁機構がスポーツ仲裁規則（第2条及び第3条）で定める「仲裁する範囲」の不服申し立てについては、同機構のスポーツ仲裁規則に従ってなされる手続きで仲裁合意とし、解決されるものとする。

附則 この規程は、平成24年10月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成31年（2019年）3月2日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成31年（2019年）5月11日から施行する。

附則 この規程の改正は、令和2年（2020年）3月7日から施行する。